

## 合併に伴う当面の都市内分権及び地域審議会等について（案）

### 1 基本方針

○新市全体の都市内分権のあり方については、合併後5年を目途に検討するものとする。

○新市としての一体的なまちづくりの推進と行財政運営の効率化を図るため、城山町、津久井町及び相模湖町に、それぞれの区域を単位とした市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）の規定に基づく地域自治区を設置する。

○合併特例法の規定に基づく地域自治区の設置期間については、合併の期日から5年間とする。

#### 【補足説明】

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、合併特例法の規定に基づく地域自治区を導入するもの。

- ① 地域審議会については、法律により地域自治組織制度が創設されたため、検討対象から除外する。
- ② 改正地方自治法に基づく一般制度である地域自治区については、合併を行う段階で、新市域全体を区割りし、設置することが困難なため選択しない。
- ③ 法人格を持つ特別地方公共団体である合併特例区は、新市一体となったまちづくり推進の必要性と行財政運営の効率化の観点から鑑みて選択しない。

#### 【参考】任意協議会における協議事項及び協議内容

##### 2.9 都市内分権と地域審議会等の設置

- ・ 関係市町の歴史、文化、生活様式など各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議する。
- ・ 新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べるため旧市町村単位で置くことができる地域審議会の設置の可否及び内容について協議する。

## 2 地域自治区の概要

(※地域自治区の制度の概要とイメージについては、資料1、2を参照)

○「**地域協議会**」の設置により、住民意向を行政施策へ反映する。

○**地域住民に身近な行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」を設置する。**

## 3 地域協議会について

### ① 前提条件

○協議で定める**地域協議会の設置等に関する事項は、合併特例法に規定する事項とする。**

○**地域協議会は、地域の多様な意見を行政施策に反映する場とし、各地域自治区の特徴を活かした運営が可能となるよう配慮する。**

【参考】協議で定める項目と法律上の根拠

- 1 地域自治区の設置期間（合併特例法 第5条の5）
- 2 地域自治区の区域（地方自治法 第202条の4）
- 3 地域自治区の事務所の位置、名称、所管区域（地方自治法 第202条の4）
- 4 地域協議会の構成員の任期（地方自治法 第202条の5第4項）
- 5 地域協議会の選任及び解任の方法（地方自治法 第202条の2第2項）
- 6 地域協議会に諮問し、又は地域協議会が、意見できる市町村の施策に関する重要事項（地方自治法 第202条の7第2項）
- 7 地域協議会の構成員、定数など組織及び運営に関し必要な事項（地方自治法 第202条の8）

### ② 構成員

○**地域自治区の住民から市長が選任する。**

○**会長と副会長を置き、委員の互選により決定する。**

### ③ 定数

○**30人以内とする。多様な意見が適切に反映されるよう公募委員を含める。**

理由：「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」の基準により、原則として20人以下が適当と考えるが、各地域の特性に配慮し30人以内とした。

### ④ 任期

○**2年以内とする。**

理由：法定の上限は4年であるが、多様な住民の参画機会を確保するため

### ⑤ 報酬

○**無報酬とする。**

理由：住民として担う自発的な協働活動の一環であるため、無報酬とする。

⑥ 権限

○市長等からの諮問に対する意見具申

【補足】合併特例法第5条第9項では、市町村建設計画を変更しようとする場合には、市長は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない旨の規定がある。

○協議会が必要と思われる事項に関する意見具申

【補足】「協議で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域にかかるもの」という規定があるが、この重要事項に該当するものとしては、「**当該地域住民の生活に大きな影響を及ぼす事項**」を基本とする。

4 地域自治区の事務所について

① 事務所の事務

○市長の権限に属する事務の一部を分掌する。

○地域協議会の庶務を処理する。

② 事務所の長

○長は、事務吏員とする。

5 総合的な事務所等について

① 総合的な事務所の位置付け（※総合的な事務所は、協議第11号 1を参照）

○総合的な事務所 = 地域自治区事務所 + 本庁の出先機関

② 旧町にある出先機関の扱い（※出先機関の扱いは、協議第11号 2を参照）

○旧町にある支所、出張所などの出先機関については、事務内容を精査し、住民サービス事務を取り扱うものとする。

【参考】協議第11号 1及び2

「1 城山町、津久井町及び相模湖町の各役場は、合併前の各役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ、総合的な事務所とする。」

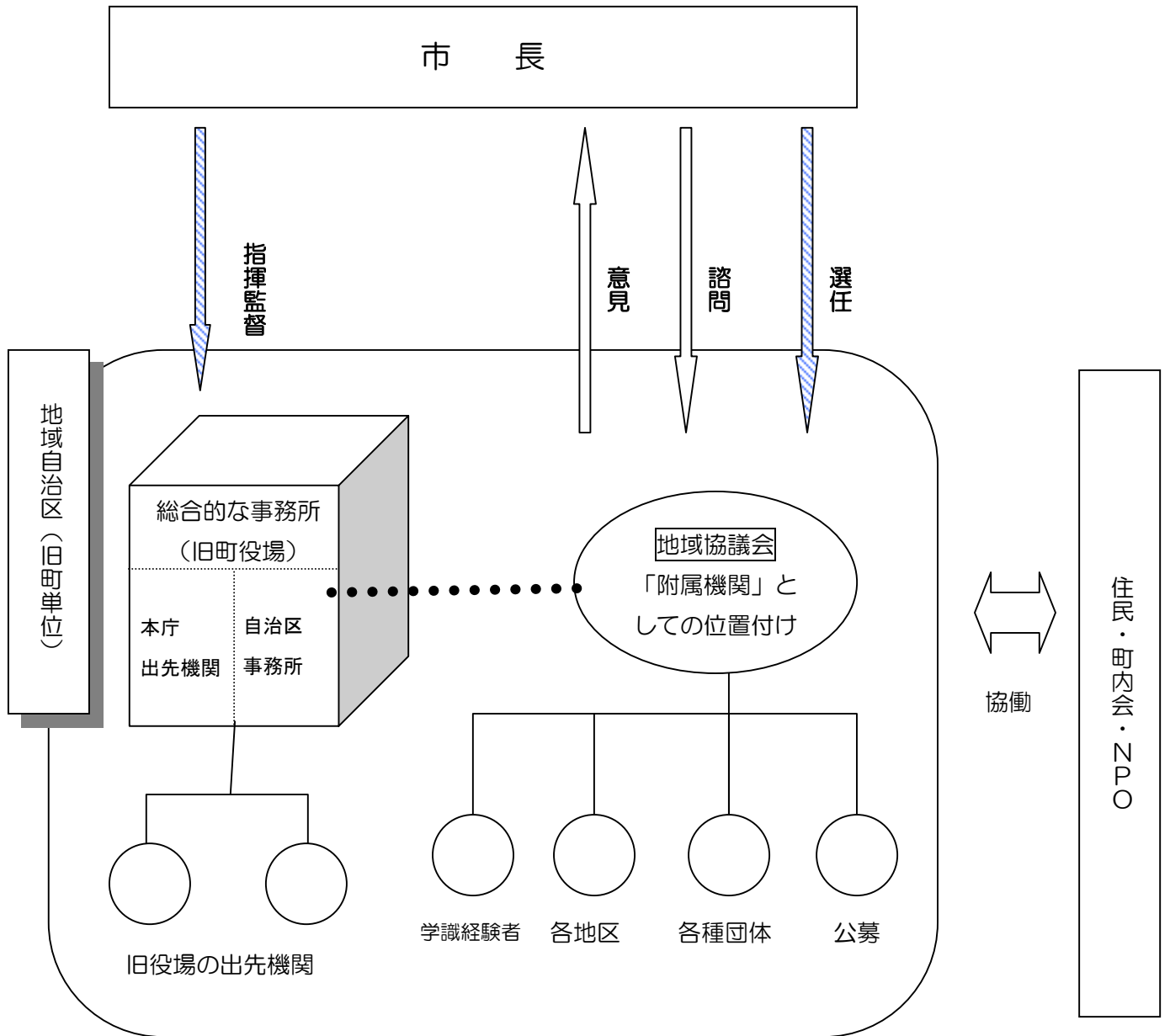
「2 城山町、津久井町及び相模湖町の出先機関は、住民サービスの低下を招くことがなく、地域の特色を生かせる機能を持つ組織とする。」

※合併に伴う事務イメージの比較については、資料3を参照

[地域自治組織等の概要]

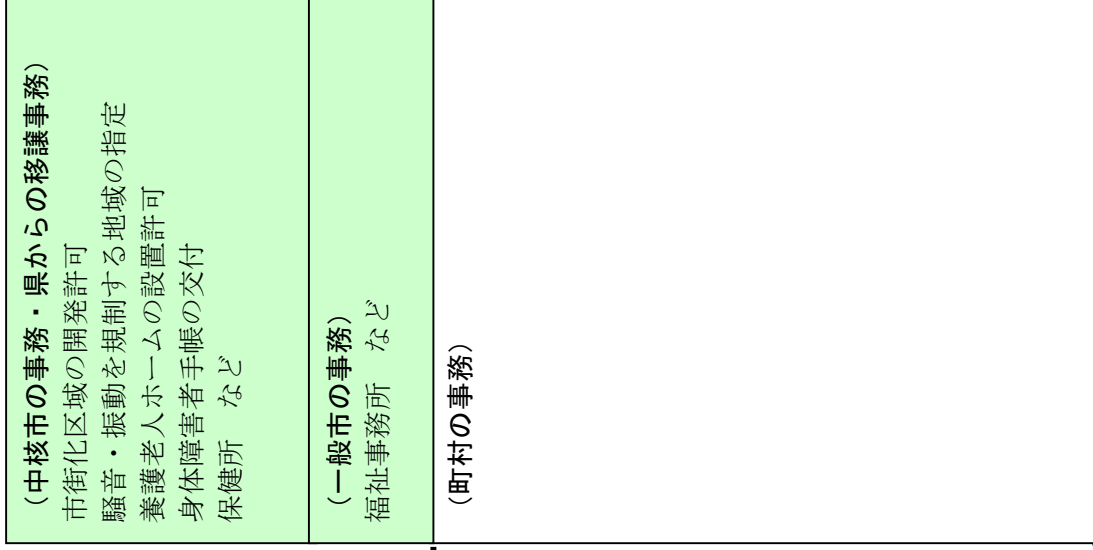
いわゆる「地域自治組織」		地域自治区 改正合併特例法、合併新法	合併特例区 改正合併特例法、合併新法	地域審議会
設置手続	条例 ※合併にかかわらず全ての市町村で設置できる	関係市町村の協議+議会議決 ※合併済市町村は条例	関係市町村の協議+議会議決+知事認可 ※合併済市町村は定款+知事認可	関係市町村の協議+議会の議決+告示
名称	条例により定める	協議により定める(□□区、□□町など)	協議により定める(□□区、□□町など)	協議により定める
法人格	なし	なし	あり(特別地方公共団体)	なし(附属機関)
区域等	市町村の全域に、区域を分けて設置する ※市町村の一部に設置することはできない	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる ※合併市町村の全域に置くこともできる	1又は2以上の旧市町村単位で設置できる ※合併市町村の全域に置くこともできる	旧市町村単位
設置期間	期限なし	協議により定める(上限なし) ※地域の実情に応じた適切な期間を設定する	5年以内 ※期間を延長することはできない	一定の期間
組織等	地域協議会+事務所	地域協議会+事務所	合併特例区協議会+事務所	
協議会	○区域内に住所を有する住民 ○任期4年以内、原則無報酬 ○区域内の重要事項は必要的諮問事項	○区域内に住所を有する住民 ○任期4年以内、原則無報酬 ○区域内の重要事項は必要的諮問事項	○区域内に住所を有し、議会議員被選挙権を有する者 ○任期2年以内、原則無報酬 ○左記の他、予算等の重要事項に関する同意権がある	○諮問に対する答申 ○必要と認める事項についての意見具申
事務所	○長は事務吏員  ○市町村の出先機関として処理する事務  ○地域協議会の庶務を処理	○長は事務吏員 ※特別職の区長の設置可(任期2年以内) ○市町村の出先機関として処理する事務  ○地域協議会の庶務を処理	○公の施設の設置管理、地域振興イベント等を処理 ※市町村の出先機関を併設することも可 ○合併特例区の庶務を処理	
住居表示の特例	なし	地域自治区の名称を冠する義務 (例)○○○市△△区◇◇ ○○○市△△町◇◇ など	合併特例区の名称を冠する義務 (例)○○○市△△区◇◇ ○○○市△△町◇◇ など	なし

城山町、津久井町、相模湖町に設置される地域自治区のイメージについて



合併に伴う事務イメージの比較

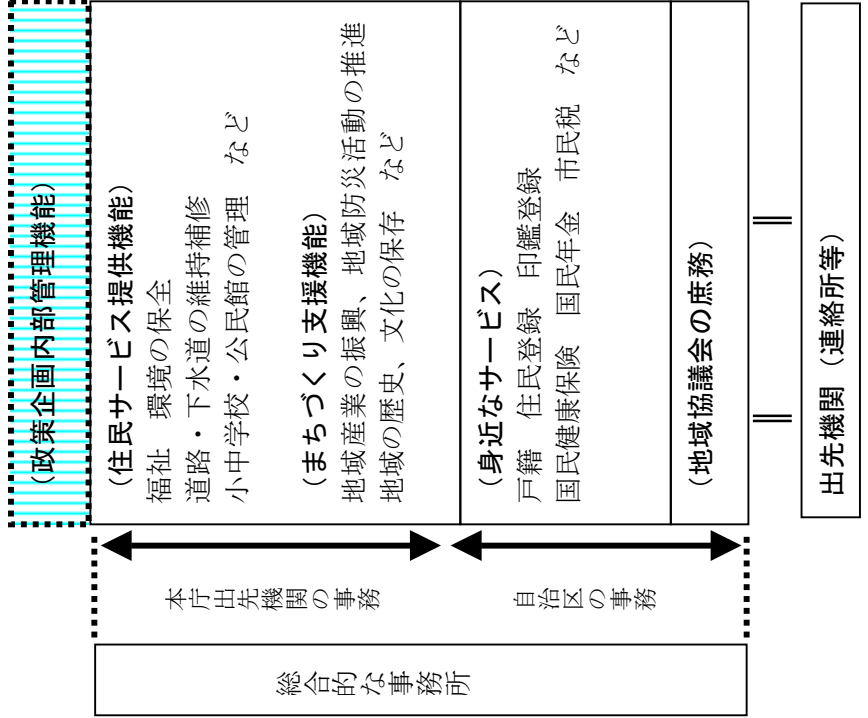
【相模原市】



サービス提供のあり方を、今後検討する



【町役場】



本庁出先機関の事務

自治区の事務

総合的な事務所

## 財政シミュレーションについて

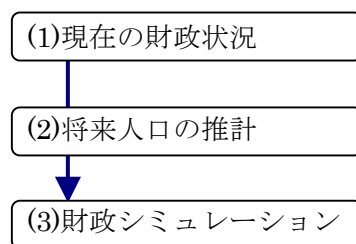
### 1. 目的

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の1市3町が、将来、単独で財政運営を行う場合（合併しない場合）と合併して一つの自治体として財政運営を行う場合（合併する場合）のそれぞれについて財政シミュレーションを行い、相模原・津久井地域合併協議会での財政的影響に関する検討に資することを目的とする。

### 2. 財政推計の考え方

- (1) 現行の制度が変わらないものとして推計するものとする。
- (2) 1市3町の人口推計を行い、これを基に税収などを推計する。
- (3) 基礎となる数値は、各市町の実績値を使用する。
- (4) 各市町の歳入歳出の実績を参考に「平均増減率」などで推計する（ある年度で極端な歳入歳出の増減がみられる場合は実績として考慮しない）。
- (5) 国や神奈川県・他市町村の推計値、その他社会経済動向を参考に推計する。
- (6) 現段階で予定されている大規模事業の事業費についても考慮の上推計する。
- (7) 合併により3町の区域が中核市の区域になることに伴う財政影響額を推計する。
- (8) 合併による事務事業の一元化に伴う財政影響額を推計する。

### 3. 財政推計の流れ



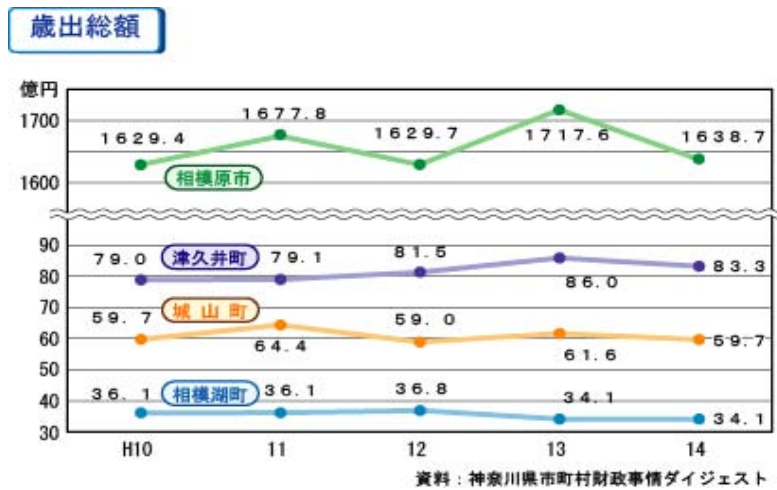
- ・ 合併しない場合とする場合の両方について、財政シミュレーションを行う

### 4. 推計期間

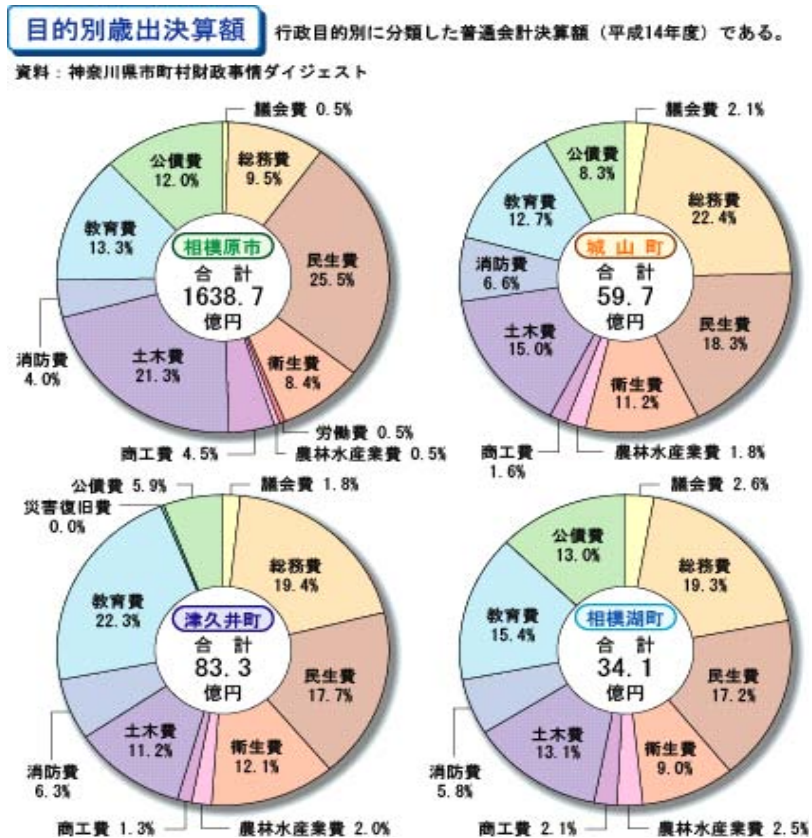
平成18年度から平成32年度までの15年間とする。

## 5. 現在の財政状況

### (1) 歳出総額



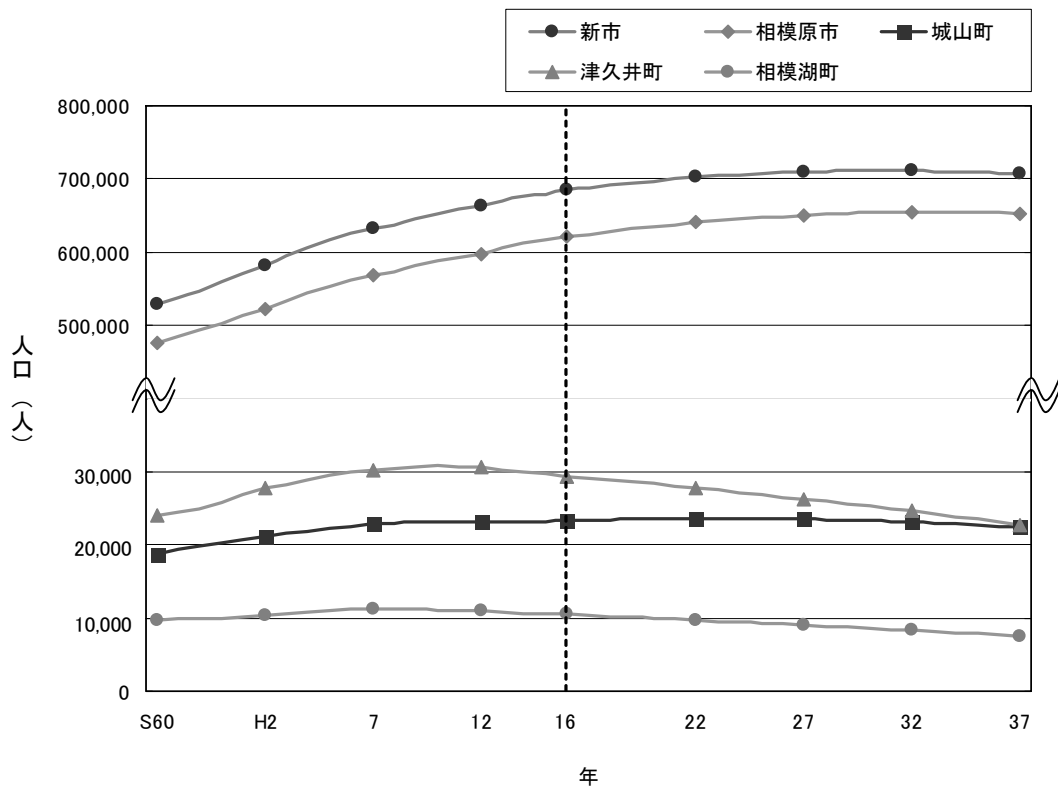
### (2) 目的別歳出実績値



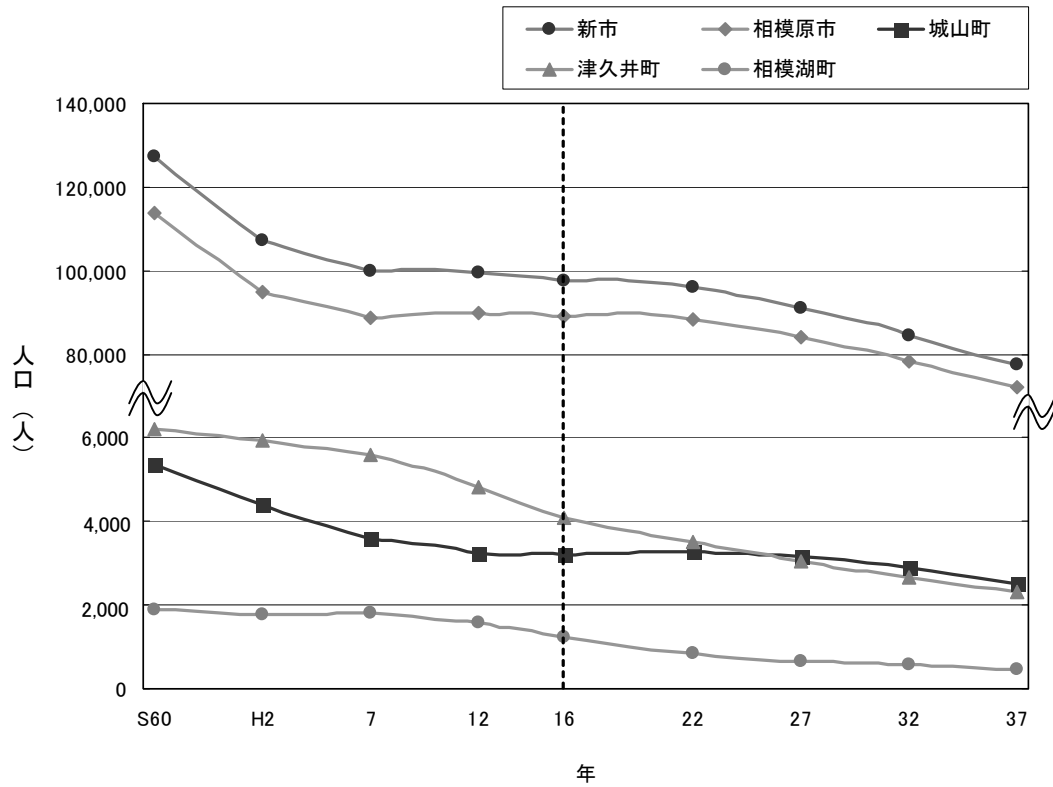


## 6. 将来人口の推計

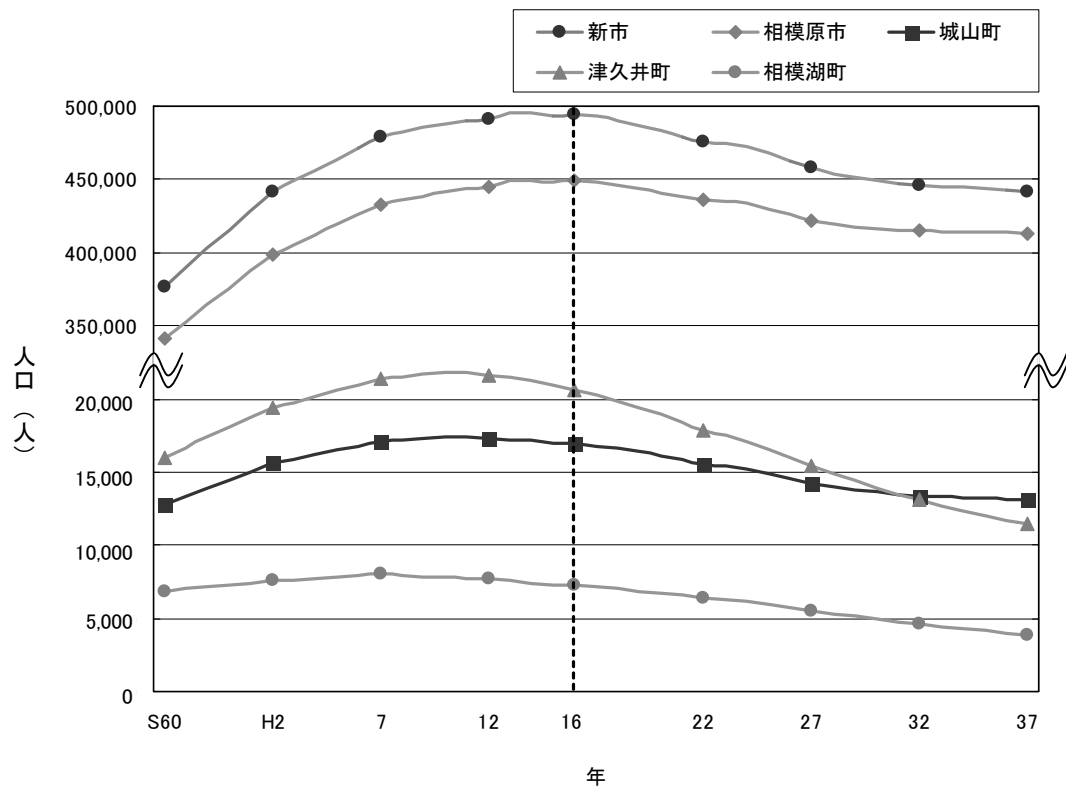
### (1) 総人口の推移



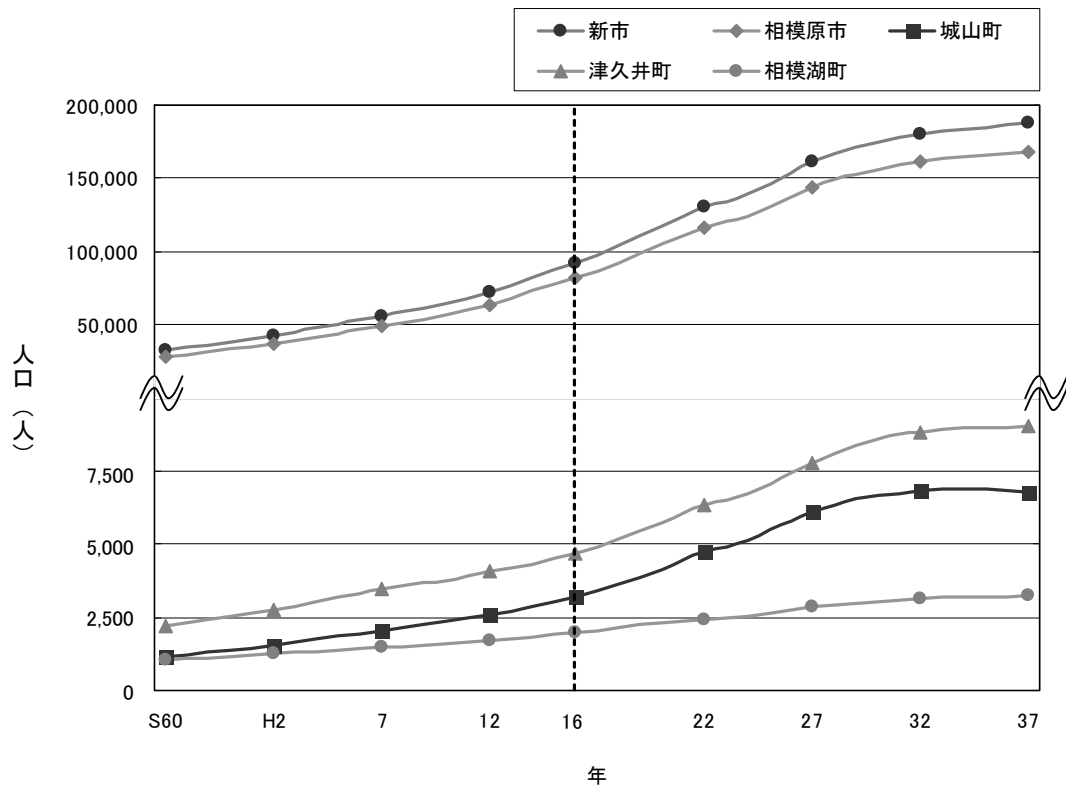
### (2) 年少人口の推移



(3) 生産年齢人口の推移

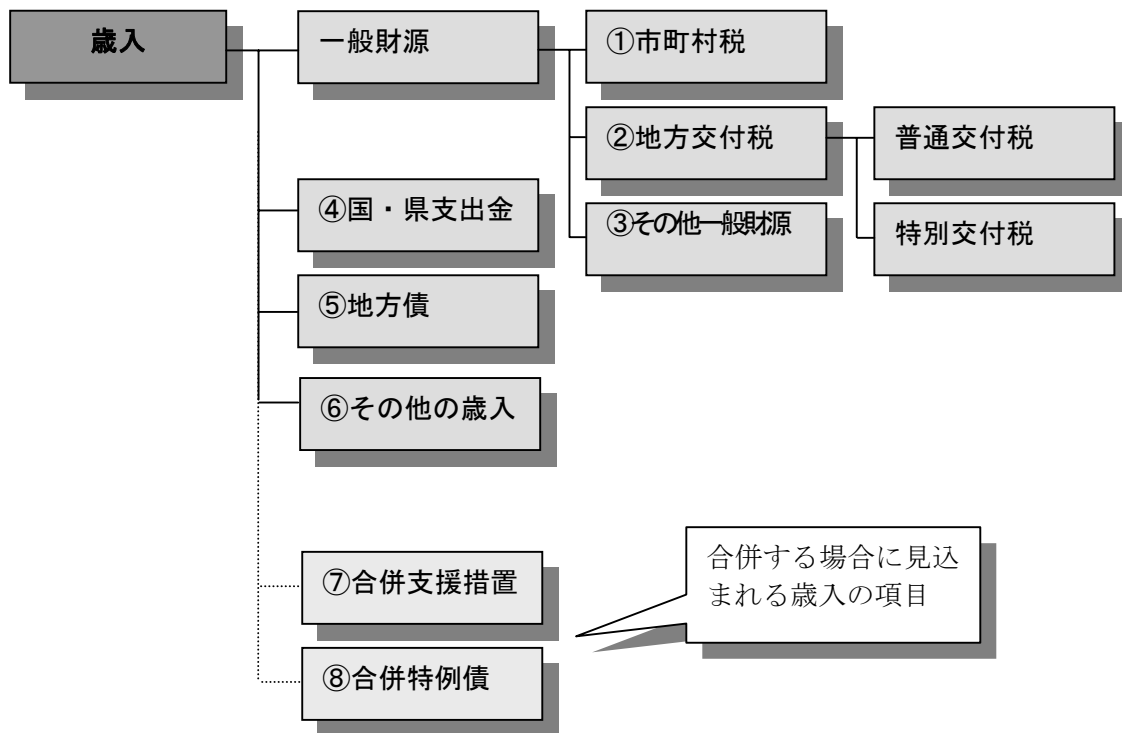


(4) 老年人口の推移



## 7. 財政シミュレーション

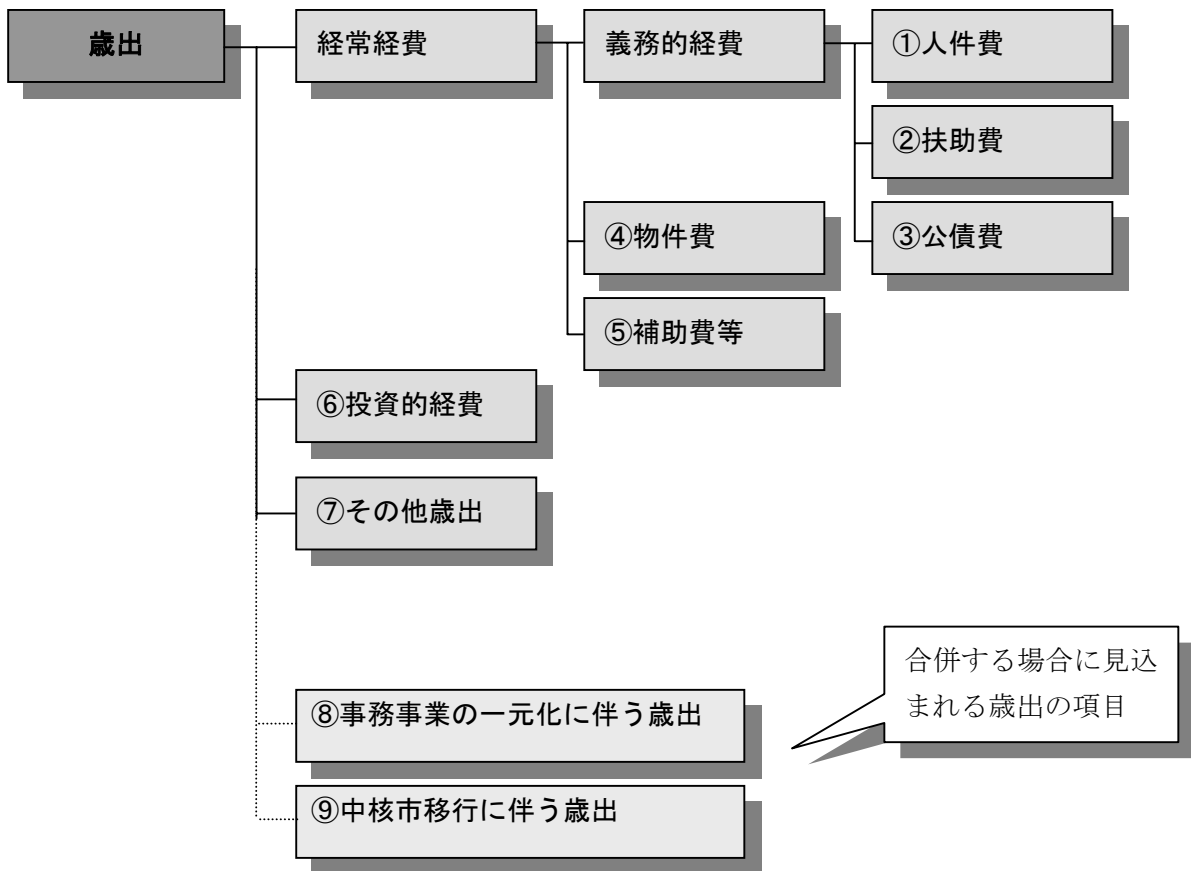
### (1) 歳入の構造



(2) 歳入項目と参考とするデータ

歳入項目	参考とするデータ
①市町村税	
個人住民税	一人当たり個人住民税実績値、将来の推計人口
法人住民税	実績値、県法人税直近の実績による平均増減率
固定資産税	実績による平均増減率
事業所税	実績による平均増減率
都市計画税	実績による平均増減率
軽自動車税	実績値、将来の推計人口
たばこ税	実績値、実績による平均増減率
②地方交付税	
普通交付税	実績値
特別交付税	実績値
③その他一般財源	
地方譲与税	実績値、将来の推計人口
利子割交付税	実績値、実績による平均増減率
地方消費税交付金	実績値、実績による平均増減率
ゴルフ場利用税	実績値、実績による平均増減率
自動車取得税交付金	実績値、将来の推計人口
地方特例交付金	個人住民税等の実績値
④国・県支出金	実績値
⑤地方債	実績値及び起債計画
⑥その他の歳入	実績値
⑦合併支援措置	合併市町村補助金等
⑧合併特例債	合併特例債発行可能額

(3) 歳出の構造



(4) 歳出項目と参考とするデータ

歳出項目	参考とするデータ
①人件費	実績値
②扶助費	実績値
③公債費	実績値及び償還計画
④物件費	実績値、実績による平均増減率
⑤補助費等	実績値、実績による平均増減率
⑥投資的経費	実績値
⑦その他歳出	実績値、実績による平均増減率
⑧事務事業の一元化に伴う歳出	1市3町の事務事業
⑨中核市移行に伴う歳出	県の事務事業

まちづくりの柱（目標）

交通・都市基盤

人、自然、産業、文化…新しい都市の交流と発展を支える、  
資源を生かした質の高い交通都市基盤をめざす

まちづくりの柱（目標）説明文

都市の健全な発展と市民生活の利便性や快適性の向上、ならびにひと・自然・文化経済など様々な交流の架け橋という観点から、骨格となる交通網の強化と質の高い都市基盤の整備が重要となります。また、その整備にあたっては、1市3町の交流と発展を支える基盤づくりを前提に、新たな整備だけでなく既存の資源を工夫して活かすことも重要です。

このため、国道を中心とした交通渋滞の解消および、さがみ縦貫道路・津久井広域道路等の早期整備を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、車と環境がうまく共生できる新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。また、水源地域の保全に向けた上下水道の整備やごみ不法投棄対策等を進めるとともに、情報基盤の整備や美しい景観の形成、スポーツ・レクリエーション機能の充実等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。

◆分野別方針－交通

- 案1 さがみ縦貫道路・津久井広域道路等の骨格幹線道路網の早期整備、および国道を中心とした交通渋滞の解消を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、新しい交通システムの検討等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。
- 案2 新市内の連携を強め、人と自然・文化・産業の多様で活発な交流による都市の発展を促すため、新市内を円滑に結ぶ骨格的な交通網の整備を進めるとともに、自然と調和した人に優しく利便性の高い道づくりに努めます。

施策の方向性	主要な施策例
①骨格幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便性の高い体系的な道路網の整備（1市3町の交流を支える津久井広域道路、および産業基盤を支えるさがみ縦貫道路の早期実現）</li> <li>防災面に配慮した道路網の整備促進</li> <li>地域内幹線道路の整備</li> </ul>
②公共交通網の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>津久井地域への鉄道の延伸の要望</li> <li>鉄道の輸送力の確保（夜間など）</li> <li>リニア中央新幹線の新駅誘致</li> <li>バス交通のネットワークの確立</li> <li>パークアンドライド</li> <li>通勤ター空港（基地跡地）</li> </ul>

「交通・都市基盤」を「都市基盤・交通」にすべきである。＜城山町＞  
（理由：交通も都市基盤の一つと考えられるから。）

「交通都市基盤」を「交通・都市基盤」にすべきである。＜相模原市＞  
（理由：表現を統一する必要がある。）

都市基盤に関する目標を加えるべきである。＜城山町＞  
（理由：交通の視点のみが取り上げられた目標となっている。）

「人、自然、産業、文化」とすべきである。＜相模原市＞  
（理由：まちづくりの柱と整合を図る。）

一体感を持たせる表現に修正すべきである。＜検討委員会＞

「国道を中心とした交通渋滞の解消」は、下段の「高齢化や日常生活圏の拡大に伴う～」の前に記述すべきではないか。＜城山町＞  
（理由：この記述は目的であって、さがみ縦貫道路の整備や新しい交通システムの導入などの手段と併記するのは適当でない。）

車、環境、新交通の関係が不明で、意味が伝わらない。＜相模原市＞

「ごみ不法投棄対策」を削除すべきである。＜城山町・津久井町＞  
（理由：自然・環境で取り上げられる問題であって、施策の方向性に含まれないものを記述すべきではない。）

削除か、施策の方向性等において関連事項を掲載する。＜相模原市＞  
（理由：施策の方向性等において関連事項がない。）

「検討」を「導入」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：表現を統一する必要がある。）

文化と産業を入れ替える。＜相模原市＞  
（理由：表現を統一する必要がある。）

施策の方向性について  
商・工・農・林等に関するハード面の方向性に関する記述を含めるべきである。＜城山町＞  
（理由：都市は必ずしも市街地だけでない。それ以外の地域における都市基盤整備（農道・林道などの整備など）に関する記述が必要ではないか。）

「促進」を削除すべきである。＜相模原市＞  
（理由：施策の方向性と合わせる。）

「～の整備」とする。＜相模原市＞  
（理由：どうするかを明確にする必要がある。）

施策の方向性	主要な施策例
③新しい交通システムの検討	・新しい交通システムの整備検討（車社会からの脱却）
④人に優しいみちづくり	・景観に配慮した道路整備 ・交通弱者に配慮した道路整備 ・身近な生活道路の整備

「(車社会からの脱却)」ではなく、「(交通手段の新たな転換と交通軸の形成)」に変更すべきである。＜相模原市＞  
 (理由：津久井地域は交通手段として車が将来も重要な手段となることから、脱却ではなく棲み分けの扱いにしたほうが良い。)

文化や産業面の基盤についての記述も必要である。＜検討委員会＞

◆分野別方針－都市基盤

水源地域の保全に向けた上下水道の整備等を進めるとともに、新市内の公園整備や情報基盤の整備、美しい景観の形成等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。また、相模原の活力ある市街地と津久井地域の豊かな自然とが共存する本地域においては、自然環境と調和した質の高い都市基盤整備を進め、将来にわたって市民が真に豊かな生活を享受することができるまちづくりに取り組みます。

「水源地域の水環境の保全に向けた上下水道の整備」に変更すべきである。＜相模原市＞  
 (理由：何を保全するのかを明確にすべきである。)

「相模川以東の活力ある市街地と相模川以西の豊かな自然」と記述してはどうか。  
 ＜城山町＞  
 (理由：新市の土地利用の現況を分析すると相模川を境に都市的土地利用と自然的土地利用に分かれているため、新市の水の軸となる相模川を基準に表記すべきである。)

施策の方向性	主要な施策例
①水源地域としての上下水道の整備推進	・地域性に配慮した総合的な排水対策の促進 ・より良い給水サービス体制の確立
②都市緑化の推進	・身近な公園の整備（街区公園、近隣公園等） ・都市内緑地の保全と活用
③良好な住まい方のルールづくり	
④美しい景観の形成	・自然の風景や身近な緑を生かしたうるおいある景観づくり
⑤高度情報化基盤の整備推進	・情報インフラの整備推進

「促進」を「推進」に変更すべきである。＜相模原市＞  
 (理由：表現を統一する必要がある。)

「市街地の緑化の推進（屋上緑化等）」に変更すべきである。＜城山町＞  
 (理由：市街地にある緑地の保全は都市緑化の推進より自然環境の保全の項目で挙げるべきであり、「自然・環境」の項目で既に挙げているため削除し、都市緑化の推進施策として「市街地の緑化の推進（屋上緑化等）」を新規項目とする。)

「③良好な住まい方のルールづくり」は、土地利用へ移すべきではないか。もし、都市基盤に残すのであれば、都市基盤との関連を明確にするために、主要な施策として「良好な居住環境の整備改善」などを記述すべきである。＜相模原市・城山町＞  
 (理由：都市基盤との関連性が読み取れない。地区計画や建築協定などを活用した良好な町並み形成を意図したものであれば、都市基盤に関する施策としてではなく、土地利用において記述すべきである。)

「自然の風景や…うるおいある都市景観づくり」に変更すべきである。＜相模原市＞  
 (理由：この施策例からみると「自然環境」の「分野の方針」のようにも思えるため、「都市基盤」の分野の方針の施策例として載せるのであれば、「景観づくり」の前に「都市」を加えるべきである。)



まちづくりの柱（目標）

自然・環境

自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす

まちづくりの柱（目標）説明文

新市の西側は、広大な森林や清流、湖など緑豊かな自然環境に恵まれた地域であり、かつ、神奈川県重要な水源地域となっています。また、自然と都市の融合や、自然と人との共生をまちづくりの基本に、自然を資源として地場産業づくりなどに活かしつつ、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることにより、ひとびとの自然に対する意識をより、深いものとする事が求められています。

このため、水源涵養や保健休養等の森林の有する多面的・公益的な機能に配慮した保全方策の推進とともに、自然環境に対する意識の啓発を図ります。さらに、河川・湖の水質の向上を推進し、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。

また、市街地とその周辺においても、相模川や里山・谷戸などの貴重な水辺や緑が残っており、市街地での良好な緑の形成により、都市内部でも自然を感じられるうらおいと風格のあるまちづくりを目指します。

◆分野別方針－自然・環境

新市は森林と清流と湖に恵まれた広大で豊かな自然を有しており、神奈川県重要な水源地域としても重要な役割を担っています。そのため、森林の持つ価値を再評価し、市民生活や地域文化、経済活動等を支える貴重な財産ならびに資源として、水源地域の自然の保全と活用に努めるとともに、市街地やその周辺に残る貴重な水辺や緑の保護・形成に取り組み、自然と共存する地域づくりに取り組みます。

施策の方向性	主要な施策例
①自然・森林の保全と創造、活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林の価値の再評価（資源としての活用等）</li> <li>自然（山、里山・湖・川）の体験機会の創出</li> <li>地域の特性をPRできる野生生物（動物・植物など）の保護育成</li> <li>森林ボランティアのネットワークによる自然・森林の保全</li> <li>市街地にある緑の保全育成</li> </ul>
②水源地域の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地の保全</li> </ul>
③河川環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の水質の向上</li> <li>生態系や人とのふれあいに配慮した河川環境づくり</li> <li>相模川の水辺景観の保全と育成</li> </ul>
④湖環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖の水質向上（バッキ等）</li> <li>湖面水際のごみ対策の推進</li> <li>湖周辺の水辺景観の保全と育成</li> <li>湖面に近づける親水空間の整備</li> </ul>
⑤里山・谷戸環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山づくりの推進</li> </ul>
⑥ごみ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的なごみ対策の推進（不法投棄対策、ゴミ持ち帰り等）</li> </ul>

- 「自然」という言葉が多く、文章がくどい。＜相模原市＞  
（理由：資源として活用することと自然保全が結びつくかどうか疑問。産業・観光・土地利用ではないのか。）
- 保健休養の後に「治水」を追加すべきである。＜相模原市＞  
（理由：森林の有する機能項目の追加）
- 「水源涵養や保健休養」をわかりやすい言葉に修正してはどうか。＜相模原市＞  
（理由：両語ともなじみがない。）
- 環境の前に「自然」を追加し、「向上」を「保全」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：表現の統一を図る。）
- 「保護・形成」を「保全」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：まとまった緑は保護より保全が一般的、また保全が主であり新たに緑地を形成する事業がないため形成を削除すべきである。）
- 「自然環境の保全と創造、活用」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：森林は自然の一部であり、自然と森林を並べず自然環境と括るべきである。）
- 「地域の特性を活かした多種多様な野生生物（動物・植物など）の保護」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：特定の種のPRだけでなく、多種多様な野生生物の保護とすべきである。また、野生生物は本来自然にあるがままの状態にすべきであり育成は馴染まないため「育成」を削除すべきである。）
- 「市民ボランティアを活用した自然環境の保全」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：森林以外の自然も対象であり、市民ボランティアとすべきであり、既存ボランティアだけでなく新たなボランティアを活用していく必要があるため、ネットワークより活用に変更すべき。また、森林は自然の一部であり、自然と森林を並べず自然環境と括るべきである。）
- 「市街地にある緑の保全と活用」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：市街地の緑は減少傾向にあり、その活用を図ることにより市民の緑への意識を向上させていく必要があるため。）
- 「水源地の活性化」を施策の方向性及び主要な施策例に追記すべきである。＜津久井町＞  
（理由：水源地域の保全は重要なテーマですが、そこに暮らす人々にとって活性化対策も重要なテーマである。）
- 「と育成」を削除すべきである。＜相模原市＞  
（理由：景観を育成する施策がないため。）
- 「里山」は、つくるものか疑問である。＜相模原市＞  
（理由：守るもの・育むものといったイメージではないのか。）
- 「資源循環型都市の実現（ごみの減量化・資源化の推進、不法投棄対策の充実等）」に変更すべきである。＜相模原市＞  
（理由：原文に、誤りや不適切な表現がある訳ではないが、「まちづくりの将来ビジョン」としてより適当と思われる内容に改めたもの。）

◆分野別方針－自然・環境②

**まちづくりの柱（目標）** **産業・観光・土地利用**  
 地域経済を支えるために自然環境と調和し、  
 地域特性を活かした産業創生をめざす

**まちづくりの柱（目標）説明文**

新市の活力ある発展とゆとりある豊かな市民生活の実現には、多様な産業の振興と計画的な土地利用の推進が重要となります。また、バランスのとれた産業構造の実現のために、市民・企業と行政が連携して取り組む事も重要です。

このため、首都圏近郊で水源地を有する豊かな自然環境の立地特性を活かした工業や農林業・観光の振興とともに、市内での生活の核となる商店街・商業施設等の活性化を図り、地域経済の発展と魅力ある観光拠点の形成を目指します。また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進め、市街地の高度利用や農林地域での適切かつ効率的な土地利用により、良好な居住環境の創造と秩序ある都市の発展を目指します。

**◆分野別方針－産業**

首都圏近郊にあり、豊かな自然環境を有する立地特性と優秀な技術力ある工業を活かし、新たな産業の創出を図るとともに雇用機会の増大を目指します。また、市内での生活の核となる商店街・商業施設等の活性化や農林業の担い手育成、観光、商業との連携により個性的で多様な産業の振興を図ります。

施策の方向性	主要な施策例
①新たな産業の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>グローバルな社会経済の変化に対応できる地場産業の育成</li> <li>ベンチャー企業の育成</li> <li>農・工・商の連携の推進</li> <li>新産業都市づくり</li> <li>企業立地のための基盤整備</li> <li>環境共生型の企業の誘致（水源地での排水規制等への適応）</li> </ul>
②経営資源（技術等）の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的・グローバルな変化への対応</li> </ul>
③農林業の振興、担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の不法転用、畑地への不法投棄対策の推進</li> <li>耕作放棄地の解消</li> <li>荒廃山林の管理の推進</li> <li>地域の観光、商業との連携（特産品の開発）</li> <li>大学の誘致（林業）</li> </ul>
④商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>特色ある商業地の形成</li> </ul>
⑤雇用対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労機会の増大</li> </ul>

「効率的な」を削除すべきである。＜津久井町＞  
 （理由：農林地域との関連など意味が分かりにくい。）

市街地以外の地域における土地利用の方針を盛りこむべきである。＜城山町＞  
 （理由：都市には市街地以外のものもある。）

「新たな産業の創造」→「新たな産業の創出」＜相模原市＞

主要な施策例の追加提案＜相模原市＞

- ・地域の立地特性を活かした産業の振興
- ・物流拠点の整備  
 （理由：さがみ縦貫道路及び津久井広域道路の整備を踏まえ、産業振興を図って行くうえでも重要な要素となる。）
- ・時代を見越した産業の支援  
 （理由：将来の産業を担っていく、企業等への支援をするとともに、最先端をいく企業等の集団化を図り、新市の産業の特色をも持たせていく。）
- ・コミュニティビジネスの促進  
 （理由：地域振興の新たな取り組みであるコミュニティビジネスを推進させる。）
- ・産業用地の保全・創出  
 （理由：産業振興を図るうえで、産業用地の保全・創出は重要である。）

「新産業都市づくり」を「新産業拠点の形成」にしてはどうか。＜相模原市＞  
 （理由：具体性をもったものにすべきではないか。）

「企業立地のための基盤整備」は、都市基盤において記述すべきである。＜城山町＞  
 （理由：ハード面の記述は都市基盤において記述するのが適切である。）

「企業立地のための基盤整備及び誘致活動の推進」に変更すべきである。＜相模原市＞  
 （理由：基盤整備の目的に合わせ、誘致活動を行っていく必要がある。）

「経営基盤強化、担い手育成等に向けた農地の活用・保全の促進」と「農地への不法投棄防止対策の促進」に分けるべきである。＜相模原市＞  
 （理由：農地の違反転用問題と不法投棄問題を分けるべきである。）

「農地の不法転用」を「農地の違反転用」に修正すべきである。＜相模原市＞  
 （理由：表現が不適切。）

「畑地」を削除すべきである。＜津久井町＞  
 （理由：「農地」と「畑地」の意味の違いが分かりにくい。）

「遊休農地等の利用促進」としてはどうか。＜相模原市＞  
 （理由：能動的な表現にする。）

「大学」と「林業」の関係が分かりにくい。＜相模原市・津久井町＞

「商工業等との連携による新都市農業の推進」を追記してはどうか。＜相模原市＞  
 （理由：農業特区等を活用し、新都市農業を推進していく。）

「中心市街地活性化基本計画の推進（橋本地区、相模大野地区）」を追記 ＜相模原市＞  
 （理由：主要な施策として明記する。）

地域コミュニティの核となる商店街の活性化に関する施策例が必要 ＜検討委員会＞

◆ 分野別方針－観光 ←

相模原市観光振興計画の核をなす「都市型観光の推進」を盛り込んでいただきたい。  
 <相模原市>

「宮ヶ瀬湖」を追加すべきである。<津久井町>  
 （理由：宮ヶ瀬湖も重要な観光資源であり、今後、宮ヶ瀬湖周辺の観光地形成についても検討が必要である。）

相模原市観光振興計画の3つの基本計画と10の重点施策を考慮していただきたい。  
 <相模原市>

川を追加し、「川・湖の観光利用の推進」とすべきである。<相模原市>  
 （理由：相模川での自然体験レクリエーションの創造を相模原市観光振興計画の重点施策の1つに掲げている。）

エコミュージアムについては、教育・文化の分野にも入れるべきである。<相模原市>  
 （理由：城山町では、教育・文化事業としてエコミュージアム推進事業をおこなっている。地域の自然、歴史、文化、産業などを生かしたエコミュージアム事業は、一つ観光事業の分野に留まらず、地域住民の主体的かかわりから地域の歴史や文化の継承や活用が期待されるものである。）

「市民が一体となる地域拠点の強化」とすべきである。<城山町>  
 （理由：地域拠点としては既に形成されているところが多いと思われる。）

もう少し補足の説明が必要である。<津久井町>  
 （理由：意味が分かりにくい。）

主要な施策例の提案<相模原市>  
 ・自然環境・住環境保全のための規制、誘導  
 ・自然環境と共存した土地利用の推進  
 （理由：計画的、秩序ある土地利用には、規制と誘導、緩和が必要である。）

“地域の個性にあったまちづくり” とすべきである。<城山町>  
 （理由：特色ある地域作りを推進する上で魅力づくりを図る必要があるのは必ずしも市街地に限られない。）

表記の検討<相模原市>

・相模大野駅、小田急相模原駅周辺の都市機能の充実や住環境整備のための集合化の促進  
 （理由：密集市街地の改善は、防災面等も含め行うべきもので、既定の再開発のみではない。）

津久井地域の四季折々の雄大な景観を育む森林や相模湖、津久井湖、城山湖などの自然資源を活かした観光産業を育成するとともに、観光拠点の連携を強化し、多様な余暇ニーズに応えることができる、やすらぎと賑わいのある観光地づくりを進めます。

施策の方向性 ←	主要な施策例
①観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光拠点へのアクセス性の向上</li> <li>自然を活かした観光産業の育成、PRの推進</li> <li>観光イベントの実施（スポーツ・教育等）</li> <li>いきがい農園、観光農園の推進</li> <li>自然探検教室、フリースクールの推進</li> </ul>
②自然を活かしたレクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>津久井地域の自然を活かした体験型レクリエーションの充実</li> <li>湖の観光利用の推進</li> <li>歴史、遺跡、地場産業を活かしたエコミュージアムの展開</li> </ul>

◆ 分野別方針－土地利用

さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進めるとともに、中心地及び市内各地域の市街地での高度利用や市街地周辺での効率的かつ秩序ある土地利用などにより、良好な居住環境の創造と新たな産業立地も進め、特色ある地域の発展を目指します。

施策の方向性	主要な施策例
①計画的で秩序ある土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民が一体となる地域拠点の形成</li> <li>さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備に対応した土地利用の推進</li> <li>水源地域や農地の土地利用規制の改正と効果的な運用</li> </ul>
②特色のある地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の「まち」の魅力づくり、都市景観づくり</li> </ul>
③駅前密集市街地の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>相模大野駅、小田急相模原駅周辺の再開発の促進</li> <li>相模湖駅前市街地の環境、景観の改善</li> </ul>
④米軍基地対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市、交通網を遮断する米軍基地対策の推進</li> </ul>

**まちづくりの柱（目標） ← 教育・文化、医療・福祉、安全・安心**

心の豊かさを育み安心して生き活きとした  
市民生活の実現をめざす

**まちづくりの柱（目標）説明文 ←**

人々の安心もて生き活きとした市民生活を実現するためには、心豊かな人にやさしいユニバーサルなまちづくりが重要となります。

このため、教育環境の充実や自然・文化の活用による人間性豊かな教育の実現とともに、病院や福祉施設と家庭・地域とが連携した医療・福祉体制の確立により、市民だれもが安心して生活できる地域社会の形成を目指します。市街地から山間部までの行き届いた防災・防犯対策を進め、市民が安全に生活できるまちづくりを目指します。

**◆分野別方針—教育・文化**

豊かな人間性を育むために、ライフステージに応じた教育・学習機会の充実・支援を図るとともに、学習・文化・体育施設の整備や活用、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。また、伝統的行事の継承や文化財などの保存、活用にも努めるなど、個性ある生涯学習都市を目指します。

「目標に保健も加えて掲げた方が良いのではないか。」〈相模原市〉  
(理由：市民の健康づくり等の観点から保健を加える必要があるのではないか。)  
まちづくりの柱「教育・文化・医療・福祉・安全・安心」について〈相模原市〉  
柱は教育・文化で1つの柱にし、医療、福祉、安心、安全で1つの柱になると思われる。

説明文にも健康づくりなどの保健に関する記述個所が必要ではないか。〈相模原市〉  
(理由：市民の健康づくり等の観点から保健を加える必要がある。)

「人々の安心～」〈相模原市〉  
(理由：表現の工夫をお願いしたい。)  
「ユニバーサル」の語句についてユニバーサルを日本語にするか補足説明が必要である。  
〈津久井町〉

「ユニバーサルなまちづくり」は「バリアフリーのまちづくり」という表現の方が適切である。  
〈相模原市〉  
(理由：ユニバーサルの意味が分かりにくいのではないか。まちづくりに対するユニバーサルの考えが明確でないため。)

「病院や福祉施設と家庭・地域」の病院を「医療機関」という表現の方が適切である。  
(理由：病院のほか診療所を含めた表現の方が適切であるため。)  
〈相模原市〉

「市街地から山間部」の山間部を郊外にする。〈相模原市〉  
「医療・福祉体制の確立」は「保健・医療・福祉体制の確立」という表現の方が適切である。  
(理由：総合計画の福祉文化都市は保健を含んでいる。)  
〈相模原市〉

施策の方向性	主要な施策例
① 幼児教育の充実・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>私立幼稚園への支援推進</u></li> <li>・ <u>幼稚園と保育園の一元化の検討</u></li> </ul>
② 学校教育の充実・多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>少人数学級の実現</u></li> <li>・ 特色ある教育の推進（中高一貫教育の推進、全寮制等）</li> <li>・ <u>学校統廃合の実施</u></li> </ul>
③ 学校施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>学校施設の再編</u></li> <li>・ <u>完全学校給食の検討</u></li> </ul>
④ 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活圏できめ細かに学習できる場づくり</li> <li>・ 生涯学習講座の開催、PR</li> <li>・ 生涯学習に対応した施設の充実</li> </ul>
⑤ 青少年教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年の集える場づくり</li> <li>・ 地域の良さを活かす教育の推進</li> </ul>
⑥ スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ、レクリエーション施設の整備運営の推進</li> </ul>
⑦ 文化施設の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存文化施設の再編、統廃合による費用対効果の向上</li> <li>・ <u>新市に対応した市立博物館（相模原市立博物館）の運営</u></li> <li>・ <u>津久井地域への文化施設の配置</u></li> <li>・ 文化施設の集客に向けた積極的な取組の推進</li> </ul>
⑧ 伝統的行事、文化財の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 祭り等の伝統的行事の<u>保全</u>、育成</li> <li>・ 郷土の歴史、偉大な先人、<u>伝統ある産学</u>、行事等の共有財産としての保全</li> </ul>
⑨ 国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>外国籍市民への支援と交流の機会充実（内なる国際交流）</u></li> </ul>

「私立幼稚園への支援推進」の文言は「私立幼稚園の教育活動・教育環境の充実」、「私立幼稚園における子育て支援の充実」という表現の方が適切である。（相模原市）  
 （理由：私立幼稚園に対する支援だけでなく、幼稚園に児童を通わせる保護者への支援の充実も必要であるので。）

「幼稚園と保育園の一元化の検討」の文言は「総合施設の推進」、「就学前の教育・保育を一体化した総合施設の検討」という表現の方が適切である。（相模原市）  
 （理由：中央教育審議会などでも幼稚園、保育園の機能に加えて、子育てのネットワーク・コーディネート機能を兼ね備えた総合施設の検討が始まっている。記載する場合は医療・福祉分野にも掲載が必要と思われる。また、一元化という表現は現在使用していない。）

「幼稚園と保育園の一元化の検討」の文言の削除（相模原市）  
 （理由：市としては独自施策を考えていない。）

「少人数学級の実現」を削除する。（相模原市）  
 （理由：少人数学級は、県の施策であるため。）

「学校統廃合の実施」の文言は「地域の実情を踏まえた学校規模適正化の推進」という表現の方が適切である。（相模原市）  
 （理由：全国的には、少子化が進んでいるが、相模原市内においては児童・生徒数が増加している地域（横浜線沿線）があるため、意見のような表記に変えた。）

「学校施設の再編」の文言は「老朽化・情報化への対応」という表現の方が適切である。（相模原市）  
 （理由：再編の意味する部分が不明確であるが、学校施設・設備における今後の課題としては、老朽化・情報化への対応が必要と思われるため。）

「完全学校給食の検討」の文言は「中学校給食の検討」という表現の方が適切である。（相模原市）  
 （理由：小学校については、1市3町が完全給食を実施しているため、実施方法に差異のある中学校給食のあり方を検討する表現のほうがふさわしいと思われるため。）

「生涯学習の推進の主要な施策例に企業のセミナーハウスの整備を検討」（検討委員会）

「新市に対応した市立博物館（相模原市立博物館）の運営」は「④生涯学習の推進」に位置付ける。文面はそのまま。（相模原市）  
 （理由：生涯学習施設としての位置付けを明確にするため。）

「⑧伝統行事、文化財の保全」、「祭りの等の伝統的行事の保全、育成」について（相模原市）  
 「保全」とあるのは、文化財の場合、保存とその積極的な活用を意味する「保護」としたほうがよい。  
 （理由：文化財の場合、保存、または保存と活用を意味する「保護」が、一般的で、保全はなじまない。）

「伝統ある産学」の文言について（相模原市）  
 （理由：「伝統ある産学」とあるが意味不明、分かりやすい表現が必要である。）

⑨国際交流の推進の主要な施策例に「友好都市交流を通じた国際理解の推進」を追加する。（相模原市）  
 （理由：国際理解を推進するとともにその成果をまちづくりに生かす必要があるため。）

- \* ②学校教育の充実・多様化の主要な施策例として心のケアの視点での検討を追加する。（検討委員会）
- \* ②学校教育の充実・多様化の主要な施策例として学区の見直し（検討委員会）
- \* 箱物行政ではなく各地域のもつ歴史的資源のネットワーク化（検討委員会）
- \* 既存施設の有効利用（検討委員会）

◆分野別方針－医療・福祉

家庭を取り巻く環境が大きく変化している中、住み慣れた地域で市民だれもが安心して幸せな生活をおくることができるよう、健康づくりや健やかな子育て環境づくりに努めるとともに、高齢者や障害者の生活支援と社会参加に対して、思いやりを持って助け合う地域社会の形成に取り組みます。

「住み慣れた地域で市民だれもが」の「住み慣れた地域」を削除する。〈津久井町〉  
 （理由：転入者も市民の一人であり、誤解が生じる可能性がある。）  
 「高齢者や障害者の生活」は「高齢者や障害者などの生活」という表現の方がよい。  
 （理由：児童があるため） 〈相模原市〉

施策の方向性	主要な施策例
①医療体制の充実	・地域医療体制の充実 ・ <u>専門医療体制の充実</u> ・救急医療体制の充実
②児童・母子（父子）福祉の充実	・ <u>出産祝金の支給制度等の検討（出産費用の拡大への対応）</u> ・ <u>子どもに対する医療体制の充実（医療費補助）</u> ・ <u>母親の働ける保育環境の充実</u> ・ <u>待機児童の解消</u> ・ <u>一人親家庭への援護対策の推進</u>
③高齢者福祉の充実	・高齢者福祉施設の充実 ・ <u>いきがい農園、あじさい大学への参加機会の拡充</u>
④障害者福祉の充実	・障害児への支援強化、障害者施設の整備・充実
⑤地域福祉の充実	・ <u>バリアフリー（ユニバーサルデザイン）によるまちづくりの推進</u>
⑥低所得者福祉の充実	・自立支援の推進 ・雇用対策の充実

項目の追加 〈相模原市〉  
 施策の方向性：⑦として健康づくりの充実を追加する。  
 主要な施策例：  
 ・生涯にわたる健康づくりの推進  
 ・快適で安全な生活環境づくりの推進  
 ・より良い生活環境への改善  
 （理由：市民の健康づくり等の観点から保健を加える必要がある。）  
 「専門医療体制の充実」について具体的に何を想定しているにかめ明確にする。〈相模原市〉  
 （理由：現在の総合計画では、「市民医療の充実」として「地域医療体制の充実」、「救急医療体制の充実」、「災害時医療の充実」に取り組んでいるため、「専門医療体制の充実」の具体的内容によっては、現在の施策項目に含めることも考えられるため。）  
 「出産祝金の支給制度等の検討（出産費用の拡大への対応）」について 〈相模原市〉  
 祝金を出産費等の補助金として位置付けるのか、祝金としての一律支給なのか明確にしていたきたい。  
 （理由：出産費の補助は、各種健康保険組合等で「出産費」として支給がある。）  
 「出産祝金の支給制度等の検討（出産費用の拡大への対応）」を削除する。〈相模原市〉  
 （理由：「一律支給の制度」は廃止検討するという方針が打出されており、施策の方向性として好ましくないと思われる。）  
 「子どもに対する医療体制の充実（医療費補助）」の（医療費補助）を削除する。〈相模原市〉  
 （理由：「（医療費補助）」は医療費助成制度のことと思われるので、「医療体制」の表現では、医療機関の診療体制と区別できないため。）  
 「母親の働ける保育環境の充実」は「仕事と子育ての両立が図れる保育環境の充実」という表現の方が適切である。〈相模原市〉  
 （理由：母親のみならず母子父子が対象になるため。）  
 「待機児童の解消」について 〈相模原市〉  
 「保育園待機児童」なのか「児童クラブ待機児童」なのか明確にしていたきたい。  
 （理由：保育園と児童クラブの両方があるため。）  
 待機児童の解消ではなく「待機児童解消施策の推進」という表現の方が適切である。  
 （理由：「待機児童問題がすべて解消される」との誤解が生じるため。） 〈相模原市〉

「一人親家族への～」を「ひとり親家族～」に修正 〈相模原市〉 〈津久井町〉  
 「いきがい農園」を「生きがい農園」に修正 〈相模原市〉  
 「障害児への支援強化、障害者施設の整備・充実」は「各種在宅福祉サービスの充実、障害福祉施設の運営等への支援」、「障害児療育の充実～」という表現の方が適切である。  
 （理由：障害児というと、限定的な表現になってしまう。また、施設整備は当面計画されていない。）  
 「⑤の地域福祉の充実」の主要な施策例に「総合的な福祉施策の推進」、「地域で助け合う福祉活動の推進」を追加した方がよい。  
 〈相模原市〉（理由：福祉の分野を横断する施策のため。）  
 バリアフリー（ユニバーサルデザイン）によるまちづくりの推進の（ユニバーサルデザイン）を削除する。〈相模原市〉  
 （理由：まちづくりに対する「ユニバーサルデザイン」の考え方は明確ではない。）  
 「⑥低所得者福祉の充実」は「援護を要する人の福祉の充実」という表現の方が適切である。  
 〈相模原市〉

\* 福祉の主要な施策例に「助け合う地域社会の形成」などのソフト面の充実について追加する。〈検討委員会〉

◆分野別方針－安全・安心

市街地から山間部に至るまでの災害等に対する基盤整備や、救急・救助体制などハード・ソフト両面の防災対策を推進し、市民の生命と財産を守ります。また、公害防止対策や地域社会の変容に伴う防犯対策などを進め、市民が安心して生活できるまちづくりを目指します。

施策の方向性	主要な施策例
①防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策や行政間の連携による総合的・重点的な防災対策の実施</li> <li>・救急体制の整備</li> <li>・自治での防災ネットワークづくり</li> </ul>
②治山・治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策の推進</li> <li>・防災、安全に配慮した河川整備の推進</li> </ul>
③消防体制の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防、救急救助体制の強化</li> </ul>
④公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通公害対策の推進</li> <li>・大気環境の負荷の低減化</li> </ul>
⑤防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察との連携強化</li> <li>・地域での防犯ネットワークづくり</li> <li>・防犯灯の設置推進</li> </ul>
⑥安全な消費生活の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活安全ネットワークづくり</li> </ul>

「基盤整備や、救急・救助体制など」は「基盤整備や、消防、救急救助体制など」という表現の方が適切である。  
 （理由：災害対応には、消防分野が不可欠であるため。）

「施策や行政間の連携による」の行政間の表現を「国・県・市町村間」とした方が適切である。（相模原市）

（理由：語句の定義が分かりにくいので。）

「救急体制の整備」の文言削除（相模原市）

（理由：③消防体制の整備推進の内容と重複するため。）

「自治での防災ネットワークづくり」の「自治」を「自主防災組織等地域での」という表現の方が適切である。（相模原市）

（理由：語句の定義が分かりにくいいため。）

「②治山・治水対策の推進」の主要な施策例の欄に「水害対策の他に土砂対策」、「急傾斜地等における崩壊対策の推進」の記述を加える。（相模原市）

（理由：地形的に山間部においては土砂対策も必要と思われる。治山的要素がないため。）

「消費生活安全ネットワークづくり」は「相談体制の確立と被害未然防止の推進」という表現の方が適切である。（相模原市）

（理由：主体的な施策の明示）

まちづくりの柱（目標）

市民参画・行財政

都市内分権を推進し、市民参画による“いきいき”と  
効率的なまちづくりをめざす

まちづくりの柱（目標）説明文

市民参画によるまちづくり、行財政改革を進めるためには、都市内分権の推進と全市的な地域自治体の設置は不可欠です。また、市民一人ひとりがいきいきと暮らすためには、市民自らがまちづくりにかかわりを持つとともに、行政は市民の多様なニーズに的確に対応した行財政運営を推進することが重要となります。また、市民一人ひとりが意識を変え、同時に行政も変わることが必要です。

このため、地域コミュニティの育成、期待される自治会活動の推進により、市民同士が支え助け合う地域社会を形成するとともに、行政と市民とのパートナーシップの構築、ボランティア活動の推進など、市民の声が市政に反映され、市民自らもまちづくりに参加する主体的で開かれたまちづくりを目指します。また、行政議会においては、市民参加による抜本的な行財政改革を進め、本来的に市民にとって必要な行政サービスの充実、数値目標設定のもと、行政コスト削減、情報公開の推進等を図り、市民一人ひとりが納得しうる質の高い市政運営に努めます。

「説明文全体」について協働・都市内分権・都市経営それぞれ別の方針が必要（相模原市）  
（理由：原文ではまちづくり、行革を進めるためには分権と自治体の設置は不可欠、とあるが、文脈がはっきりしない。特に地域自治体は「分権」との関連が不明であるし、合併後地域自治体を全市的に設置するかどうか未定である。）

「市民参画によるまちづくり、行財政改革をすすめるためには、都市内分権の推進と全市的な地域自治体の設置は不可欠です。」について（相模原市）  
市民や企業、大学、団体、行政など、まちづくりの様々な担い手が、役割分担をしながら協力、連携し、パートナーシップを構築することにより、市民参画によるまちづくりを進めます。

（理由：いわゆる「都市内分権」が行政内の分権と市民への分権の両面を持っていることが理解されていないと、原文の意味を理解することが難しいのではと思われます。「市民参画によるまちづくり」と「行財政改革」の目標は分けて表記した方が良いと思われます。）

「協働・都市内分権・都市経営」への変更（相模原市）  
（理由：「市民参画」よりも「協働」又は「パートナーシップ」が多く使われている。「行財政」では意味がよくわからない。市では現在「経営」的視点に立った「都市経営ビジョン」を策定しているが、今後「経営」がキーワードになってくるものと考えられる。

「全市的な地域自治体の設置は不可欠です。」について（相模原市）  
地域自治体に限定しない方がよいと思います。「全市的な都市内分権の推進は不可欠です。」ぐらいの表現が良いと思います。

（理由：地域自治体の設置をはじめ、住民自治の強化方策は必要不可欠ですが、現在の相模原市域における分権を考える場合、62万人という都市規模における行政権限の移譲や市民協働を推進する上では、地域自治体以外の選択肢も残しておくことが必要であると考えます。）

「都市内分権を推進し、市民参画による”いきいき”と効率的なまちづくりをめざす（目標の部分）」については都市内分権の推進と行財政の効率化は、分けて書いた方がよいと思います。「協働と分権を柱とした都市経営を目指します」というような包括的な表現などに  
（相模原市）

「地域コミュニティの育成、期待される自治会活動の推進」は「地域コミュニティや市民活動の支援」、「まちづくりをする多様な主体の活動の推進」という表現の方が適切である。  
（相模原市）

（理由：相模原市のパートナーシップ推進指針の考え方から、まちづくりを担うのは、個人や地域団体、NPO、企業等の多様な主体であり、それらを包括する抽象的表現が適当である。）

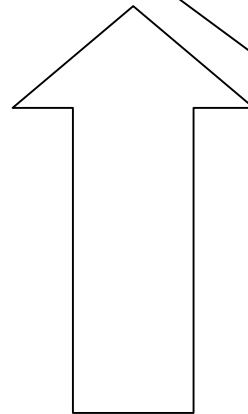
行政会議の文言（相模原市）  
（理由：行政会議という言葉は一般的ではない。）



◆分野別方針－市民参画

誰もが住みよい地域社会をつくるため、市民ひとりひとりが支え助け合い、地域を自活、コミュニティ社会を形成するために、都市内分権型のまちづくりを進めます。そのために、行政は、男女共同参画の理念のもとに、広報・広聴活動の推進に努め、全市的な地域自治区の支援、市民の市政への参画機会を拡充します。

施策の方向性	主要な施策例
①市民の行政への参画機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民自ら行動する地域づくり、地域で支え合う仕組みの構築</li> <li>市内在住の多様な技能を持った人材の活用</li> <li>市民評議員制度の創設</li> <li>地域コミュニティ会議の創設</li> </ul>
②都市内分権による新しい地域自治の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動の促進</li> <li>地域コミュニティ機能を担える組織づくり</li> <li>自治会の育成</li> <li>自治会運営の充実</li> <li>「ボランティアの活用」の仕組みの構築</li> </ul>



「市民評議員制度の創設」についての文言（相模原市）

さがみはらパートナーシップ推進指針では、指針の進行管理を行う自主的な市民組織として「さがみはらパートナーシップ市民委員会」の設置を掲げており、現在、設置に向けた検討を進めているところです。「市民評議員制度」の目的や活動内容によっては、「市民委員会」と内容が重なることが想定されます。

「市民評議員制度の創設、地域コミュニティ会議の創設」につて（相模原市）

名称は確定しない方が、よいと思います。

（理由：市民評議員制度や地域コミュニティ会議の創設などの制度構想については、大変重要であり、推進すべきものですが、内容が具体的になる前に名称を確定させずに、その進めるべき方向性を表す表現にしておくことが望ましいと思います。またこの点については、市民との共同研究を行っていることも考慮いただきたいと考えています。

「市民参画の全体について」（相模原市）

「男女共同参画」も重要な要素だが、「協働」又は「パートナーシップ」という語句も必要である。

（理由：市民と市との関係も重要だが、公共サービスの担い手となる多様な行動主体（市民、企業、大学等）相互の関係も重要）

「都市内分権の全体について」（相模原市）

個人でできることは個人で、個人でできないことは家族で、家族でできないことは地域で、地域でできないことは行政でという「補完性の原理」に基づき、地域の課題はできるだけ地域で解決できるような仕組みを構築する。

（理由：市民参画から分離するため、分野の方針を記述する必要）

「男女共同参画の理念のもとに、広報・広聴活動の推進に努め」の文言について（相模原市）

（理由：男女共同参画の理念を市民参画に盛り込むことは重要な視点ではあるが、それが「広報・公聴活動の推進」に結びつけることは適切ではない。）

「全市的な地域自治区の支援」について（相模原市）

地域自治区に限定しない方がよいと思います。「全市的な都市内分権の推進は不可欠です。」ぐらいの表現が良いと思います。

（理由：地域自治区の設置をはじめ、住民自治の強化方策は必要不可欠ですが、現在の相模原市域における分権を考える場合、62万人という都市規模における行政権限の移譲や市民協働を推進する上では、地域自治区以外の選択肢も残しておくことが必要であると考えます。

「新しい地域自治」の「新しい」は不要である。（相模原市）

（理由：現行の地域自治の概要が不明であるので、比較の表現を用いることは困難）

「①市民の行政への参画機会の拡充」について（相模原市）

「参画の機会の拡充だけでなく、協働の推進を図ることも重要である。」（相模原市）

（理由：市民と市との関係も重要だが、公共サービスの担い手となる多様な行動主体（市民、企業、大学等）相互の関係も重要）

「①市民の行政への参画機会の拡充の主要な施策例について」（相模原市）

皆で担う市民社会の実現や幅広い市民意見の聴取などを追加する。

（理由：自己決定・自己責任の原則に立ち、各主体相互が対等の関係で連携することによって豊かな市民社会が形成される。）

「自治会の育成について」は「自治会運営の充実」と統合するか、削除する。（相模原市）

（理由：地域自治を担う中心的団体であることは間違いないが、主体相互の対等な関係と団体の自立促進の観点からは、自治会のみを例示する必然性に欠ける。）

「自治会の育成」、「自治会運営の充実」は「地域コミュニティや市民活動の支援」、「まちづくりをする多様な主体の育成」という表現の方が適切である。（相模原市）

（理由：相模原市のパートナーシップ推進指針の考え方から、まちづくりを担うのは、個人や地域団体、NPO、企業等の多様な主体であり、それらを包括する抽象的表現が適当である。）

◆分野別方針－行財政

市民一人ひとりが納得しうる質の高い市政運営を行うために、効率的な目標ある行財政改革、行政職員の意識改革、情報公開の推進、近隣市町村との連携などに努めます。

施策の方向性	主要な施策例
①効率的な行財政改革	・行政と地域との協業（協働型市役所） ・長期的視点に立った数値目標のある財政の健全化、効率的財政運営
②行政サービスの充実	・新たな行政ニーズに対応した取組の推進（改革への意識向上） ・ITを活用した電子市役所化の推進（先進型電子市役所）
③適正な人員管理	・行政職員の能力の向上 ・職員規模の適正化
④情報公開の推進	・行財政の情報公開、行政の説明責任、行政評価の規定化
⑤近隣市町村との連携	・町田市との連携の検討

「分野別方針（行財政）」の内容について（相模原市）  
 「持続的な経営を可能とする」「協働と分権の視点に立った」「最小の経費で最大のサービスを提供することによる市民満足度の向上」「顧客主義・成果主義・市場主義など、民間の経営手法を取り入れたNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）の考え方を導入し」といった表現を加える。

（理由：今後の行財政改革を進めるに当たっては、経営的視点が不可欠である。）  
 「効率的な行財政改革」は「効率的な行財政運営」という表現の方が適切である。（相模原市）  
 （理由：改革を効率的に行うのではなく、運営を効率的に行う方が適切な表現である。）

「新たな行政ニーズに対応した取組の推進」は「既存事務事業の見直しと新たな行政ニーズに対応した取組の推進」という表現の方が適切である。（相模原市）  
 （理由：見直しを常に持たないと意識向上とならないため。）

「行財政の施策の方向性」について（相模原市）  
 「協働の推進と役割分担の明確化」「行財政運営体制の再構築による最小経費で最大効果のサービス提供」「将来にわたり健全で弾力的な財政基盤の確立」を施策の方向性とする。

（理由：協働・分権に加え、市民満足度の向上を目指すための手段、持続的な経営を可能とする財政基盤の確立を視点とする必要がある。）

「町田市との連携の検討」は八王子市も含めてはどうか（相模原市）

（理由：隣接する都市のため。）

「主要な施策例について」  
 掲げられているもののほかに、市民と行政の役割分担の明確化、人事・給与制度の見直し等を加える。（相模原市）  
 （理由：施策の方向性についてと同じ）

「行政職員の能力の向上推進」は「職員の資質向上推進」という表現の方が適切である。  
 （理由：能力の向上だけでなく、活用、環境整備の意味づけもしたいため。）（相模原市）

\*行財政の施策の方向性の中に「公共施設の適正配置」、「財政基盤の強化」について検討する。（検討委員会）

新市の将来像に関する委員の皆さんのご意見

部分的な修正のご意見

新市の将来像

原案

<新市が未来に託す夢・メッセージ（案）>  
 相模原市、城山町、津久井町、相模湖町は、  
 にぎわいと活力のある都市と  
うるおいとやすらぎを与えてくれる豊かな自然をあわせもつ  
 魅力あふれる地域としてひとつになろうとしています。  
 私たちは、新市のまちづくりビジョンに、未来に向けての、  
 大きな夢を託しました。  
 水源の森を育みながら、  
 県北の広域的な拠点として、産業、文化、交流の面で、  
 さらに、豊かで、個性ある地域として発展を図り、  
 政令指定都市を目指した新しいまちづくりにチャレンジします。  
 同時に、  
 人と自然に優しいまちとして、  
 市民一人ひとりが、しあわせをつくる場へと  
 さらに進化させることにより、  
 次の世代に誇れるまちづくりを進めます。

「うるおいとやすらぎ」  
→「潤いと安らぎ」へ

「地域」  
→「広域の新都市」

「新市のまちづくりビジョンに、未来に向けての」  
→「未来に向けて、新市のまちづくりビジョンに」へ

「新市」  
→「新都市」へ

「的拠点」  
→「の新都市」

「豊かで」  
→「豊かな地域」へ

「目指した」  
→「志向した」へ

「まち」  
→「新しい都市」へ

「自然」  
→「水源と森林」へ

「と都市経済を支える産業」  
文言追加

「あわせもつ」  
→「持つまち」へ

「夢を託しました」  
→「夢の実現へ邁進します」へ

「の」文言追加

「近い将来に」文言追加

「個性ある」文言追加

「しあわせをつくる」  
→「幸せを感じ、育む」へ

「つくる」  
→「実感できる」へ

「つくる場へと」  
→「つくる場へ参画し」へ

「進化」→「発展」へ

1

相模原市と、城山町、津久井町、相模湖町は、都市の営みを支えるエネルギーの供給地と消費地として、情報文化の発信地、自然レクリエーション基地としてともに手を携えて発展してきた長い歴史があります。

そして今、新しい時代に向けて、  
賑わいと活力のある都市と  
潤いと安らぎを与えてくれる豊かな自然  
そして広大な森とダムの水源地を合わせ持つ  
これまでに類を見ない地域、  
魅力あふれる地域、  
自立した地域を目指してひとつになろうとしています。

私たちは、新市のまちづくりビジョンに、未来に向けての、大きな夢を託しました。

水源の森を育みながら、  
県北の広域的な拠点として、産業、文化、交流の面で、  
さらに豊かで、個性ある都市として発展を図り、  
政令指定都市を目指した新しいまちづくりにチャレンジします。

同時に、  
人と自然にやさしいまちとして、  
市民一人ひとりが、しあわせをつくる場へと  
さらに進化させることにより、  
次の時代に誇れるまちづくりを進めます。

2

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町は、  
賑わいと活力ある都市と  
潤いと安らぎを与えてくれる豊かな自然を合わせもつ  
魅力あふれる都市として一つになろうとしています。

水源と森を育み、  
県北の広域的な拠点として、産業、文化、交流の面で、  
さらに、豊かで個性ある都市として発展を図り、  
政令指定都市を目標とした新しい自立分権都市を目指します。

そして、人と自然に優しいまちとして、  
市民自らが幸せをつくる場へと  
変革することにより  
次世代に誇れるまちづくりを進めます。

3

相模原市、城山町、津久井町、相模湖町は、  
賑わいと活力ある都市と  
潤いと安らぎを与えてくれる豊かな自然を合わせもつ  
魅力あふれる都市として一つになろうとしています。

水源と森を育み、  
県北の広域的な拠点として、産業、文化、交流の面で、  
さらに、豊かで個性ある都市として発展を図り、  
政令指定都市を目標とした新しい自立分権都市を目指します。

そして、自治に参加することで市民自らが幸せをつくりだし、  
人と自然に優しい次世代に誇れるまちづくりを進めます。

同じ文章

私たちは、このまちとともに、ここに生まれ変わります。

人とひとがふれあうにぎわい、人と自然が調和するやすらぎ  
私たちのまちは、そんな、魅力ある地域として  
未来にむけた歩みをはじめます。

澄みやかな水と深い緑の香り  
そして、人のやさしい心を感じながら  
県北の広域的な拠点として、産業、文化、交流をリードする  
政令指定都市を目指した進化しつづけるまちづくりにチャレンジします。

同時に、  
市民一人ひとりがこのまちの幸せをつくりあげる  
このまちの魅力が市民一人ひとりの安心を築きあげる  
人・まち・自然が共鳴し強調するやさしいまちづくりを進めます。

部分的な修正のご意見

原案

キャッチフレーズ  
(第6回検討委員会での案)

案1 人・まち・自然がやさしく調和する〇〇〇〇〇〇

案2 森が育む水の力 水が育てるまちの力 まちにいきづく人の力  
人がつくる環境交流新都市〇〇〇〇〇〇

案3 人と自然が共生し 活力と愛があふれる人間都市〇〇〇〇〇〇

案4 自然と産業が調和し 人と人がふれあう 活力ある自立分権都市〇〇〇〇〇

「・産業」文言追加

言葉にリズムがあって、  
若々しい感じがする。  
イメージしやすい。

「産業と文化をはぐく  
み」文言追加

「調和」  
→「共存共栄」へ

「人と人がふれあう」  
→「市民が触れ合い」へ

「豊かな」文言追加

「人の力 人が」  
→「市民で」へ

「環境交流都市」  
一見して意味がよく  
わからない

「環境交流新都市」  
→「産業文化都市」

「自立分権都市」  
文言削除

「自立分権都市」  
意味がよく解らない

「自立分権」  
→「市民自治」へ

「自立分権都市」  
→「安全・安心の都市」へ

文全体の修正のご意見

1

自然と産業が調和し 人と人がふれあう 自立分権都市 ○○○○  
～森が育む水のカ 水がそだてるまちのカ まちにいきづく人のちから  
そんな地域の力と魅力を活かしたまちづくりを進めます～

2

自然と産業が調和し、活力愛があふれる新しい大都市 ○○○○

3

森が水を生み、水が人をうるおす、人がきらめく源流域新都市 ○○○○

4

森が育む相模川 川が支える人とくらし  
人がつくる活力と愛があふれるまち ○○○○

5

森が育む水のカ 水が育てるまちのカ まちにいきづく人のカ  
人と自然が調和する自立分権都市 ○○○○

6

人・まち・自然のやさしさと活力がいきいきと調和する市民文化都市 ○○○○

7

人と自然が共生し活力と愛があふれる河川流域新都市 ○○○○

8

人と自然が共生し 活力と愛があふれるまち ○○○○  
～ 自立分権都市をめざして ～